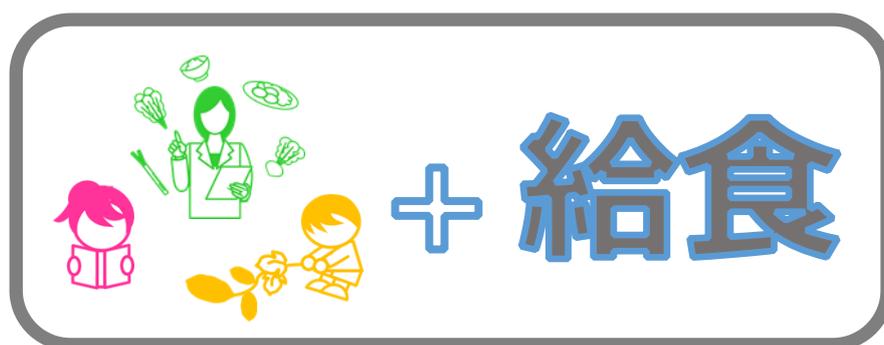


柏市

学校における食育方針



令和6年3月

柏市教育委員会

目 次

1 食育推進の基本的事項

(1) 方針策定の趣旨	1
(2) 方針の位置付け	2
(3) 食育を巡る動き	3
ア 食育基本法	3
イ 学校給食法	4
ウ 学習指導要領	5
エ 食に関する指導の手引	6
オ 食育推進計画	7
カ SDGsへの貢献	8

2 食育の現状と課題

(1) 食育の取組状況	9
(2) 児童生徒の意識・行動	10
(3) 肥満と痩身（やせ）の状態	16

3 学校における食育推進の考え方

(1) 基本理念	17
(2) 基本目標	17
(3) 取組	18
(4) 指標及び目標値	20
(5) 推進体制	21

1 食育推進の基本的事項

(1) 方針策定の趣旨

社会環境の変化やライフスタイルの多様化に伴い、栄養バランスの乱れ・不規則な食事による健康への悪影響、食の安全の確保、伝統的な食文化の危機など、「食」を巡っては多くの問題が存在している。また、近年は世界で起きている食料問題を背景に、「食」の観点からも持続可能な開発目標（SDGs）への取組が求められている。

こうした「食」を巡る問題に対処するため、国は、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことを目的として、平成17（2005）年に「食育基本法」を制定し、以来、食育を国民運動として推進してきた。

特に、子どもたちに対する食育は、将来の食習慣や人間性の形成に大きく影響するため、様々な経験を通して「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できるようにすることが求められている。

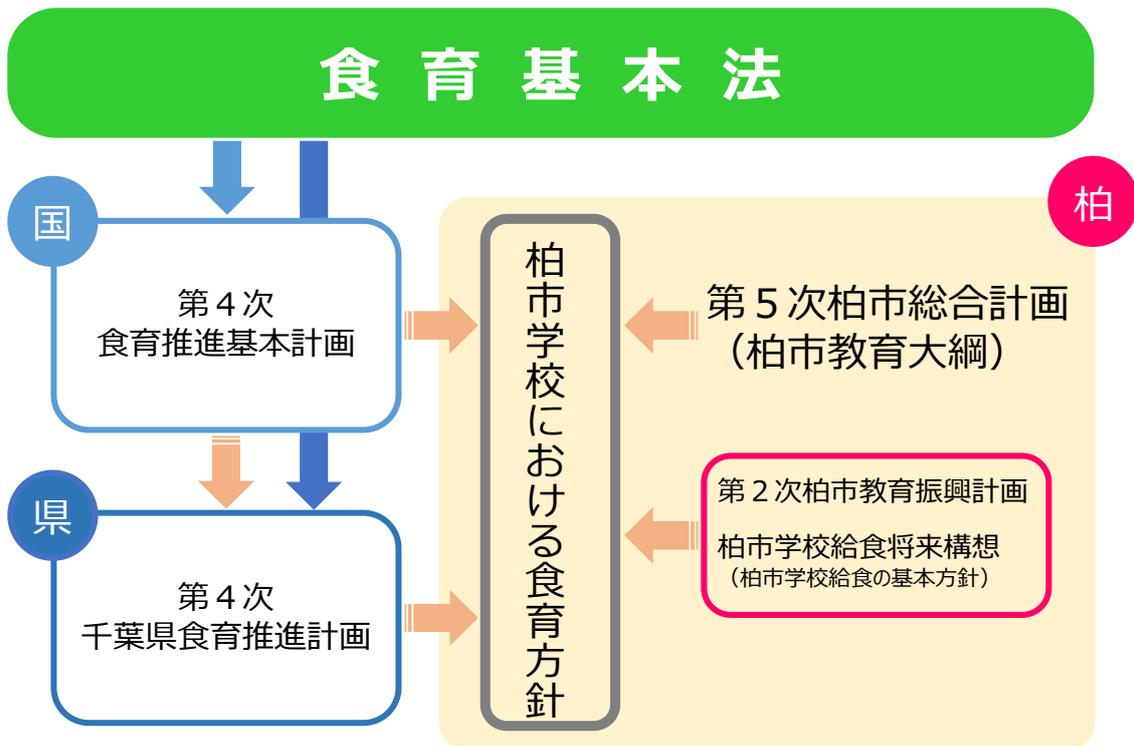
このような中、本市の小中学校では、学校ごとに食に関する指導計画を作成し、給食時間や各教科の授業等を通して地域の特性を生かした食育に取り組んでいるが、これらの取組を体系化して成果や達成度を評価したり、本市の特色や独自性のある好事例を市内全域に展開したりすることはできていない。

このため、子どもたちにとって身近で直に触れることができる学校給食を生かし、学校における食育をより効果的に進めていくための方向性を示すものとして、「柏市学校における食育方針」を策定する。

(2) 方針の位置付け

食育基本法に示された7つの基本理念に基づき、学校における食育を具体的に推進するための方針とする。食育基本法及び国や県の食育推進計画を踏まえ、第5次柏市総合計画及び第2次柏市教育振興計画等との整合性を図りながら推進するものとする。

他の計画との関連図

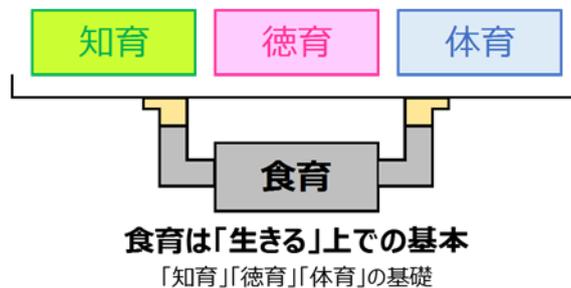


(3) 食育を巡る動き

ア 食育基本法

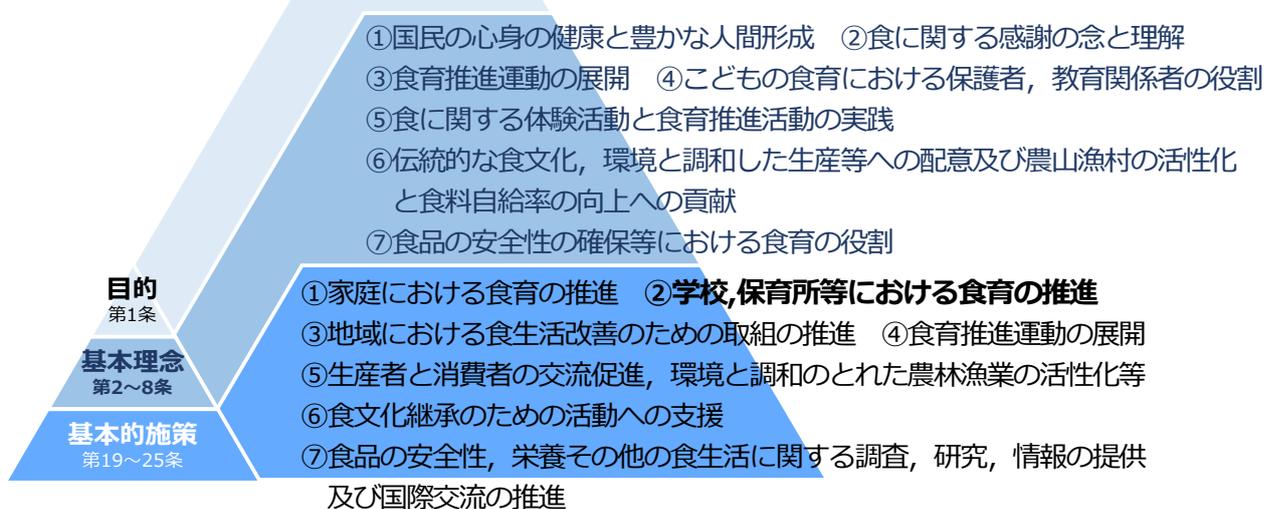
生涯にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会を実現するため、平成17（2005）年6月に食育基本法が制定され、食育の推進が国民運動として展開されている。

同法では、食育を「生きる上での基本」、**「知育、徳育、体育の基礎となるべきもの」**と位置付け、様々な経験を通して「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得できるように食育を推進することを求めている。また、食育の推進に当たっては、国民の食生活が自然の恩恵の上に成り立ち、「食」に関わる人々の様々な活動に支えられていることへの感謝の念や理解が深まるよう配慮することを定めている。



食育基本法の体形

健康的で文化的な国民の生活と
豊かで活力ある社会の実現



イ 学校給食法

学校給食法は、戦後の食料難を背景に児童生徒の栄養改善を主な目的として、昭和29（1954）年に制定されたが、食を巡る環境が大きく変化し、食育基本法が制定されると、平成21（2009）年に大幅な改正が行われた。

この改正で、学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するだけでなく、「食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすもの」として位置付けられ、その目的に「学校における食育の推進」が明記された。また、学校給食の目標には、「食」に関する様々な学びの項目が新設された。

学校給食の目標

第二条 学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。

- 一 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。（新）
- 二 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 三 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 四 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。（新）
- 五 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。（新）
- 六 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。（新）
- 七 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。（新）

※下線部は平成21年の改正で新設された項目

ウ 学習指導要領

(ア) 中央教育審議会の提言

平成28年12月の答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」の中で、「現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力」の中の「健康・安全・食に関する資質・能力」として「食」に関する資質・能力の考え方が示された。

健康・安全・食に関わる資質・能力（答申 別紙4）

知識・技能	様々な健康課題，自然災害や事件・事故等の危険性，健康・安全で安心な社会づくりの意義を理解し，健康で安全な生活や健全な食生活を実現するために必要な知識や技能を身に付けていること。
思考力・判断力・表現力等	自らの健康や食，安全の状況を適切に評価するとともに，必要な情報を収集し，健康で安全な生活や健全な食生活を実現するために何が必要かを考え，適切に意思決定し，行動するために必要な力を身に付けていること。
学びに向かう力・人間性等	健康や食，安全に関する様々な課題に関心を持ち，主体的に，自他の健康で安全な生活や健全な食生活を実現しようとしたり，健康・安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度を身に付けていること。

(イ) 学習指導要領における食育の位置付け

食育の推進が大きな国民的課題となったため，小中学校等の学習指導要領の総則に「学校における食育の推進」が位置付けられ，「食」に関する指導については，各教科や特別活動など，学校教育活動全体で取り組むことが示された。

第1章 総則 第1 小学校教育の基本と教育課程の役割（抜粋）

- 2 (3) 学校における体育・健康に関する指導を，児童（生徒）の発達の段階を考慮して，学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより，健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に，学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導，安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については，体育科（保健体育科），家庭科（技術・家庭科）及び特別活動の時間はもとより，各教科，道徳課，外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また，それらの指導を通して，家庭や地域社会との連携を図りながら，日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し，生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

() は中学校の学習指導要領の記載

Ⅱ 食に関する指導の手引

(ア) 食に関する指導の基本的な考え方

学習指導要領で示された「食」に関わる資質・能力を学校教育活動全体を通して育成するため、文部科学省により「食に関する指導の手引」が作成され、「食に関する指導の目標」、「食育の視点」、「食に関する指導の内容（体系）」が示された。

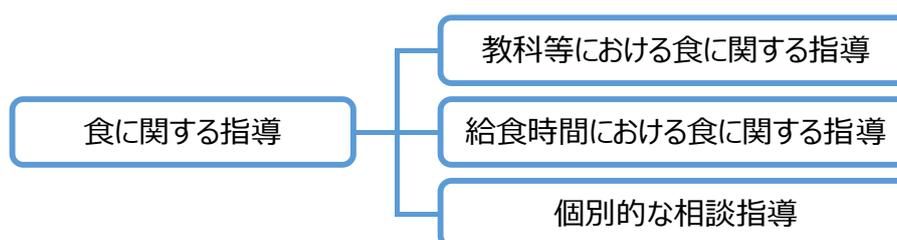
食に関する指導の目標

知識・技能	食事の重要性や栄養バランス，食文化等についての理解を図り，健康で健全な食生活に関する知識や技能を身に付けるようにする。
思考力・判断力・表現力等	食生活や食の選択について，正しい知識・情報に基づき，自ら管理したり判断したりできる能力を養う。
学びに向かう力・人間性等	主体的に，自他の健康な食生活を実現しようとし，食や食文化、食料の生産等に関わる人々に対して感謝する心を育み，食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を養う。

食育の視点

食事の重要性	食事の重要性，食事の喜び，楽しさを理解する。
心身の健康	心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し，自ら管理していく能力を身に付ける。
食品を選択する能力	正しい知識・情報に基づいて，食品の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。
感謝の心	食べ物を大事にし，食料の生産等に関わる人々へ感謝する心をもつ。
社会性	食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付ける。
食文化	各地域の産物，食文化や食に関わる歴史等を理解し，尊重する心をもつ。

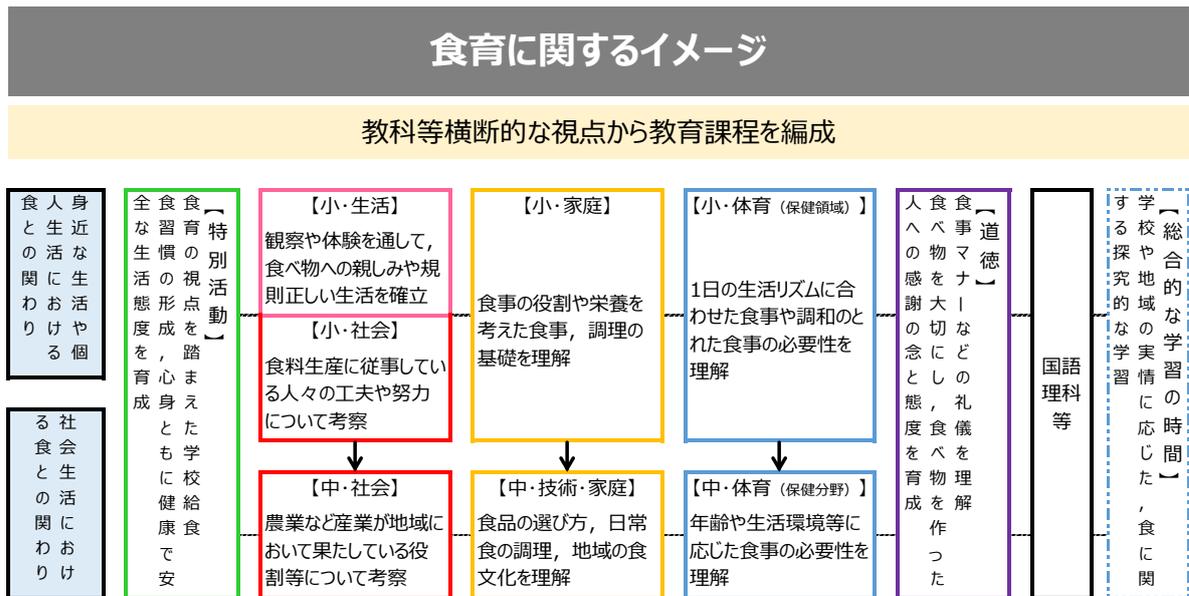
食に関する指導の内容（体系）



(イ) カリキュラム・マネジメント

学習指導要領では、教育課程に基づき組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図っていく「カリキュラム・マネジメント」の重要性が示された。食育については、教科等横断的な視点で教育内容を組み立てることが求められている。

また、「食に関する指導の手引」では、次のとおり、給食時間を含む「食」に関する教育内容を配列した教育課程の例が示されている。



※「食に関する指導の手引」－第二次改訂版－より抜粋

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）別紙4

才 食育推進計画

食育基本法に基づき、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、国は平成18（2006）年から都道府県及び市町村の食育推進計画の基本となる食育推進基本計画を作成し、取組の成果や達成度を評価するための定量的な数値目標を設定して食育を推進している。また、千葉県でも、平成20（2008）年から千葉県食育推進計画を策定し、食育を県民運動として推進している。

カ SDGsへの貢献

平成27（2015）年9月に持続可能な開発目標（SDGs）が国連サミットで採択され、「誰一人取り残さない」社会の実現のため、17の目標と169のターゲットが定められた。

17の目標には、「食品安全」や「食品ロス」など、食育に関連が深い目標も多く含まれているため、食育の推進に当たってはSDGsの視点も踏まえながら取り組んでいくことが求められている。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

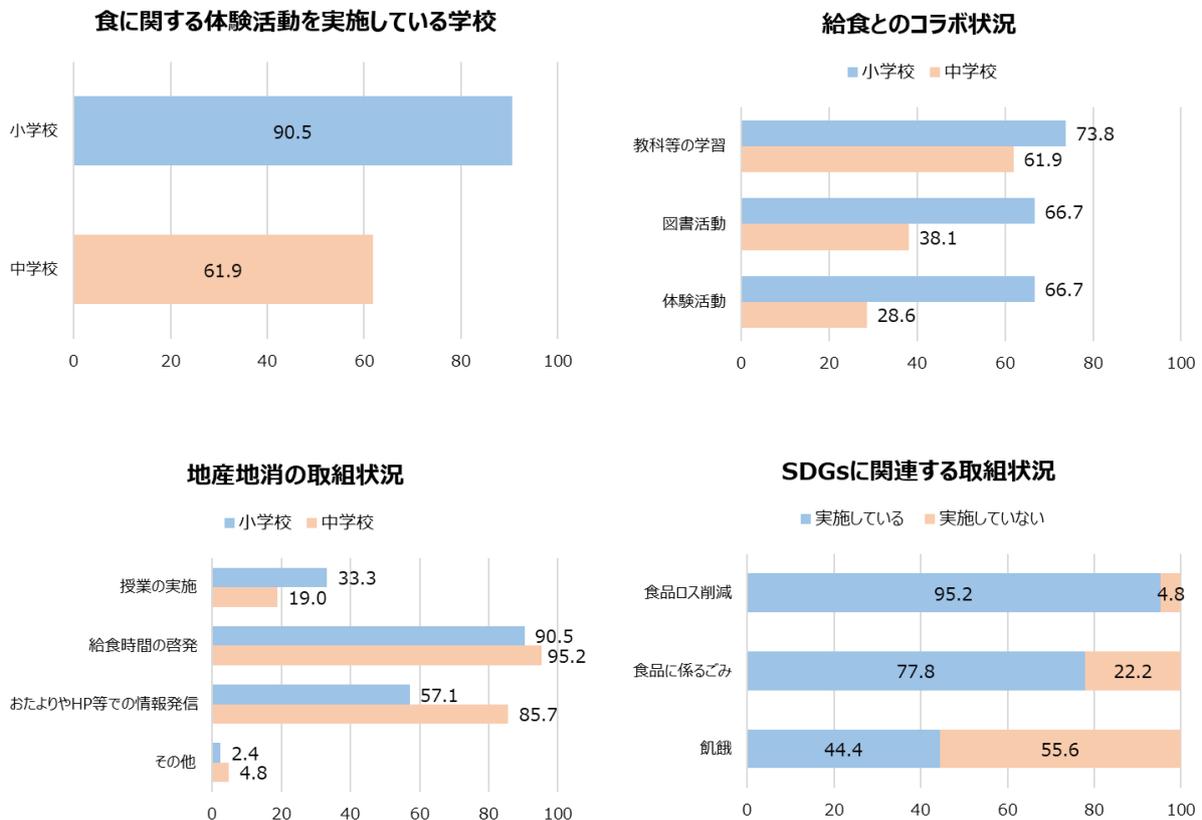


2 食育の現状と課題

令和4年度に実施した学校及び児童生徒に対する「食」に関する調査等の結果から、学校における食育の現状と児童生徒の実態を整理した。

(1) 食育の取組状況

- ・食に関する体験活動は、小学校では90%以上の学校が実施している。
- ・授業等と関連付けた給食の提供は、教科等の学習との組み合わせが最も多く、小学校は73.8%、中学校は61.9%となった。
- ・地産地消のほか、食品ロス削減等のSDGsに関連が深い取組として、食品ロス削減は95.2%、食品に係るごみは77.8%の学校が実施している。

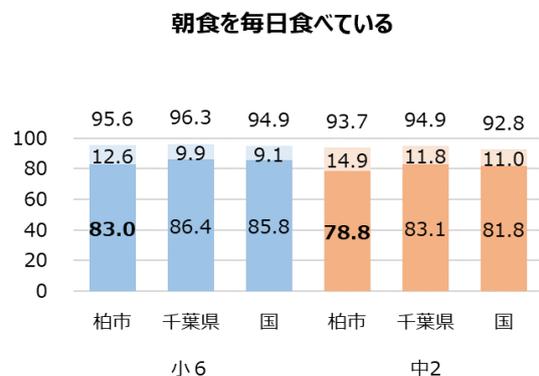
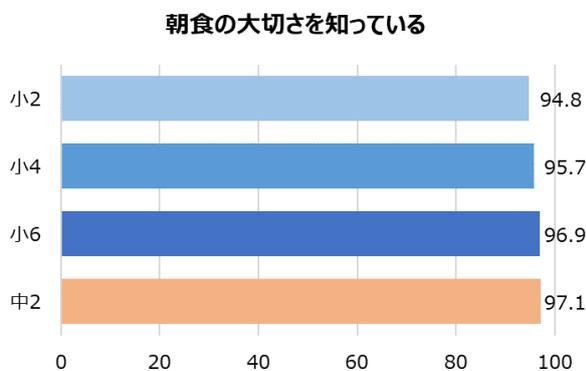


- ・各教科等における学習や体験活動と関連付けて給食を提供することで、興味や関心、理解をより深めることができるため、給食を効果的に活用していく必要がある。
- ・食育推進基本計画等において学校給食における地場産物活用の推進が求められているため、食材として使用するとともに、その情報を発信していく必要がある。

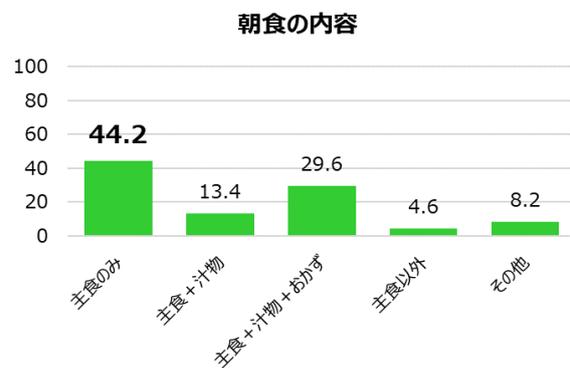
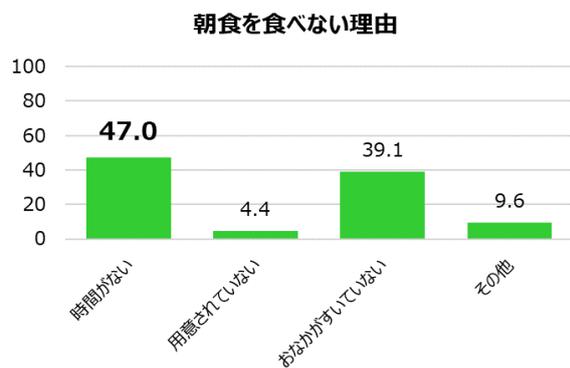
(2) 児童生徒の意識・行動

視点① 食事の重要性

- ・朝食の大切さを理解している児童生徒の割合は高い水準（94.8～97.1%）にあるが、朝食を毎日食べていると回答した小学6年生の割合は83.0%、中学2年生の割合は78.8%と大きく低下するとともに、国や県の値を下回っている。また、学年が上がるにつれて欠食する傾向がある。
- ・朝食を食べない理由は、「食べる時間がない」が最も多かった。
- ・朝食の内容は、「主食のみ」が最も多く、副菜（おかず）を組み合わせた「主食+汁物+おかず」と回答した児童生徒の割合は29.6%となった。



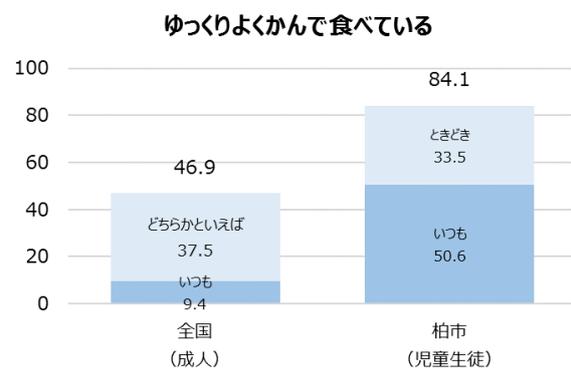
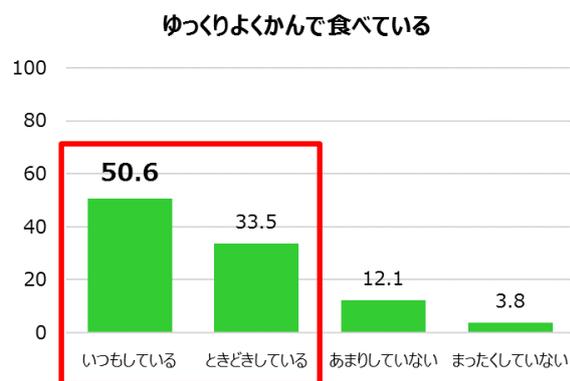
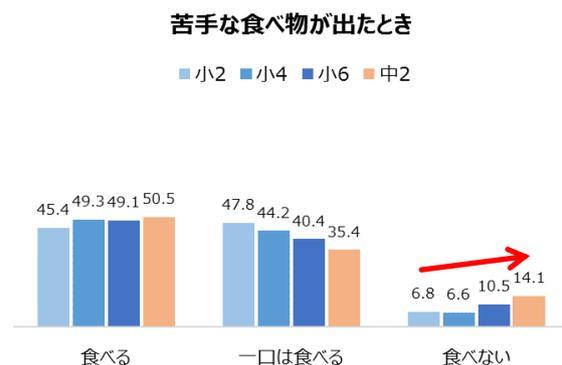
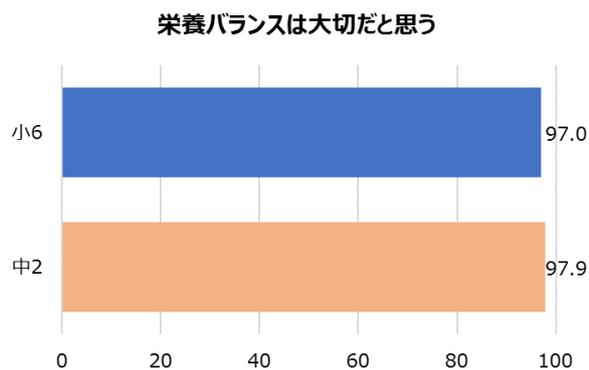
※国のデータは中学3年生



- ・朝食の大切さは理解されているが、食事の内容に課題があるため、生活リズムや栄養バランスも意識しながら朝食をしっかり食べるように指導していく必要がある。
- ・朝食に関する問題は家庭環境も影響しているため、保護者の協力が得られるように啓発活動を継続していく必要がある。

視点② 心身の健康

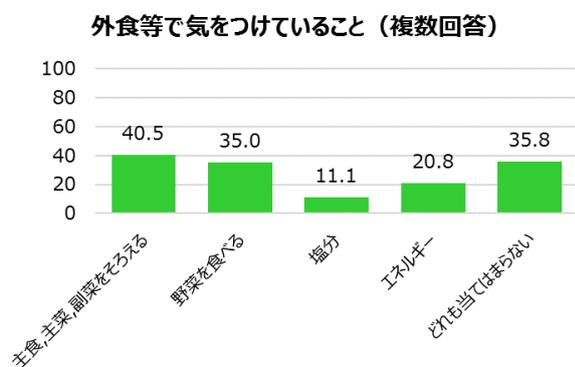
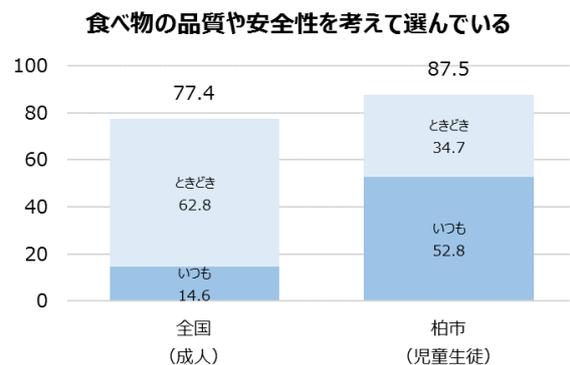
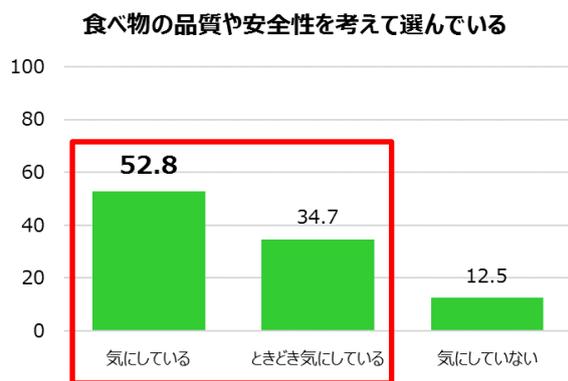
- ・栄養バランスの大切さを理解している児童生徒の割合は97%以上となったが、苦手なものも食べる児童生徒の割合は半分程度となった。また、学年が上がるにつれて苦手なものを食べなくなる傾向がある。
- ・ゆっくりよく噛んで食べる児童生徒は、「いつも」と「ときどき」を合わせて84.1%で、成人の全国平均を大きく上回っている。



- ・栄養バランスの大切さは理解されているため、苦手なものでも食べられるように献立の工夫や指導を行っていく必要がある。
- ・全国調査では、「どちらかといえば」を含めても「ゆっくりよく噛んで食べる」と回答した成人の割合は50%に満たないため、大人になっても、ゆっくりよく噛んで食べるのが習慣化するように必要性や効果を理解させていく必要がある。

視点③ 食品を選択する力

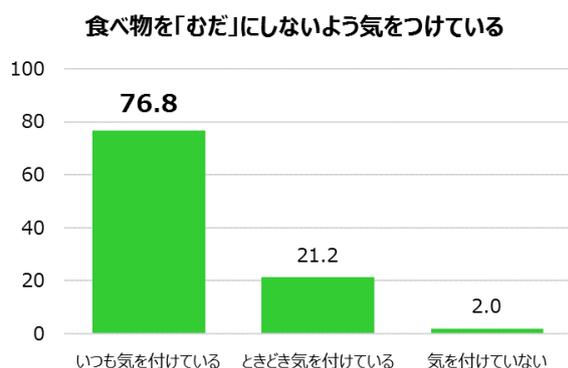
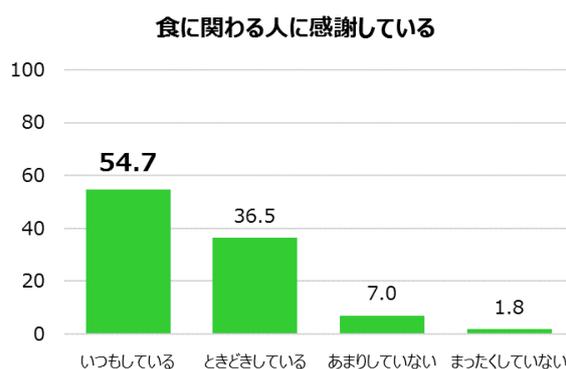
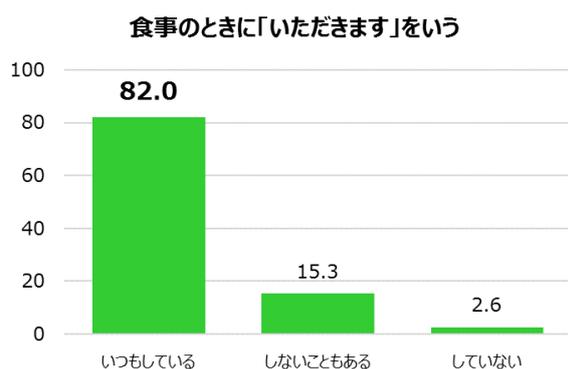
- ・日ごろから、食べ物を選ぶときに品質や安全性を考えている児童生徒の割合は、「いつも」と「ときどき」を合わせて87.5%で、成人の全国平均を大きく上回っている。一方で、「気にしていない」と回答とした児童生徒も10%以上いるという結果になった。
- ・外食時など、食事のときに気にしていることは、「主食、主菜、副菜をそろえる」が40.5%で最も多かった。（複数回答）



- ・国は「食品の安全性に対する知識があり、自己判断できる人」の割合を80%以上にすることを目指しているため、正しい知識と情報に基づいて食品の品質や安全性等を判断できるように指導していく必要がある。
- ・国は「生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民」の割合を75%以上にすることを目指しているため、大人になっても、食品の組合せや野菜の摂取を意識した食事が実践できているように指導していく必要がある。

視点④ 感謝の心

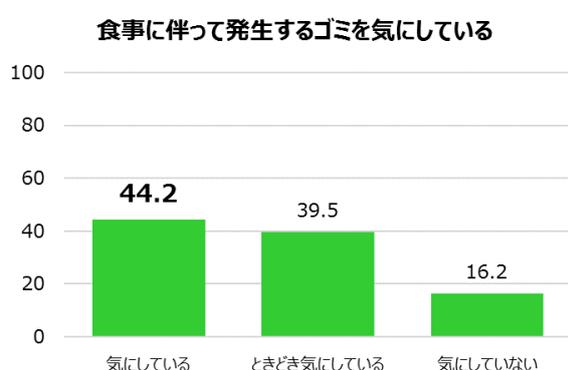
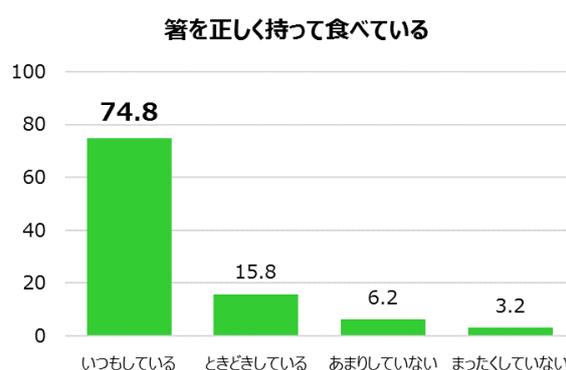
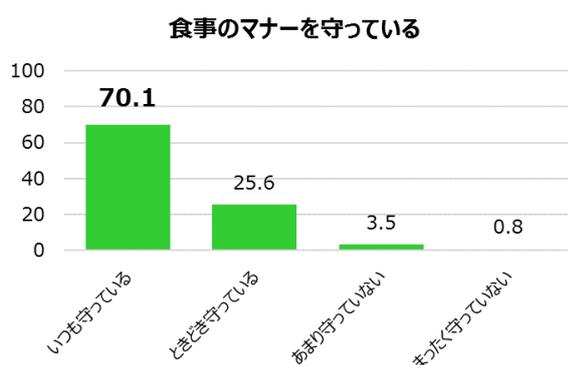
- ・日ごろから「いただきます」を言う児童生徒の割合は82.0%となった。
- ・日ごろから食に関わる人に感謝している児童生徒の割合は54.7%となった。
- ・日ごろから食べ物を「むだ」にしないよう気をつけている児童生徒の割合は76.8%となった。



- ・食育の推進に当たっては、児童生徒が食に関わる人々に対する感謝の心が育つことが求められているため、食べ物を大切にする気持ちや生産者等への感謝の気持ちが維持できるように指導していく必要がある。
- ・食品ロスは世界的な問題であり、食品廃棄の削減はSDGsの目標にもなっているため、食べ物を「むだ」にしない身近な取組として、給食を残さず食べる意識を高めていく必要がある。

視点⑤ 社会性

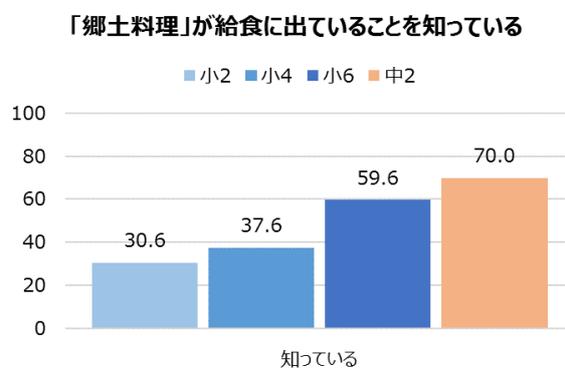
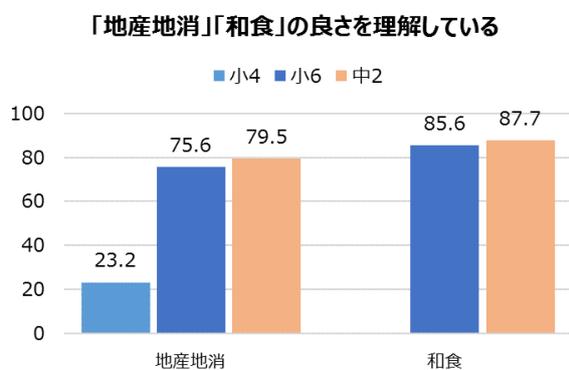
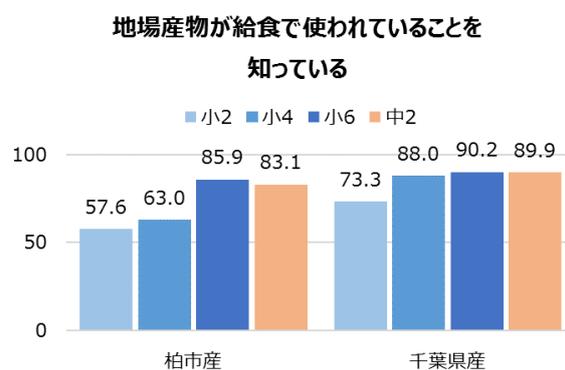
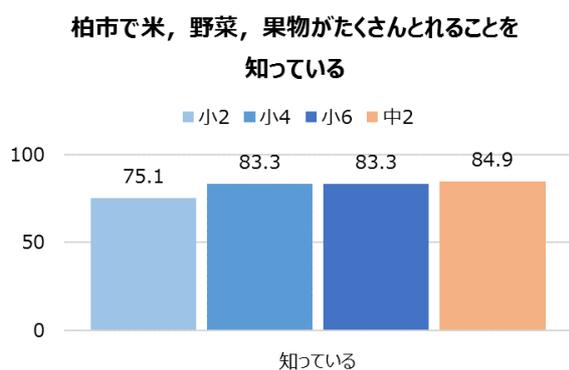
- ・日ごろから食事のマナーを守っている児童生徒の割合は70.1%となった。
- ・日ごろから「箸」を正しく持つことを意識している児童生徒の割合は74.8%となった。
- ・日ごろから食事に伴って発生する袋や箸等のゴミを気にする児童生徒の割合は44.2%となった。



- ・食事のマナーを守ることは、家族や仲間と楽しく、気持ちよく食事をする上で欠かせないものであるため、その必要性を理解し、正しい食事のマナーを身に付けることができるよう指導していく必要がある。
- ・プラスチックごみは、焼却時に発生するCO₂の排出や海洋汚染など、様々な環境問題の要因になっているため、SDGs関連の取組として、食事に伴って発生する容器、ストロー、包装フィルム等のごみの減量への関心を高めていく必要がある。

視点⑥ 食文化

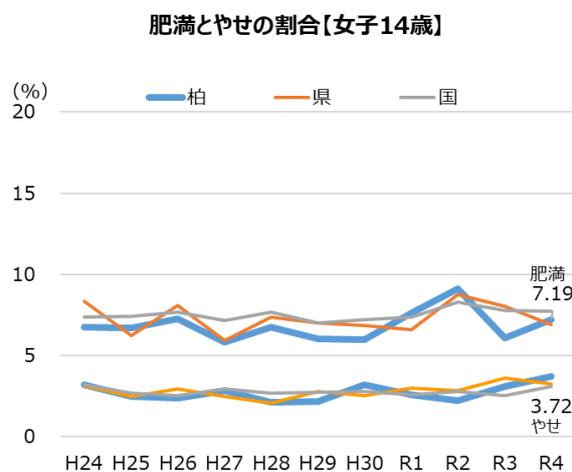
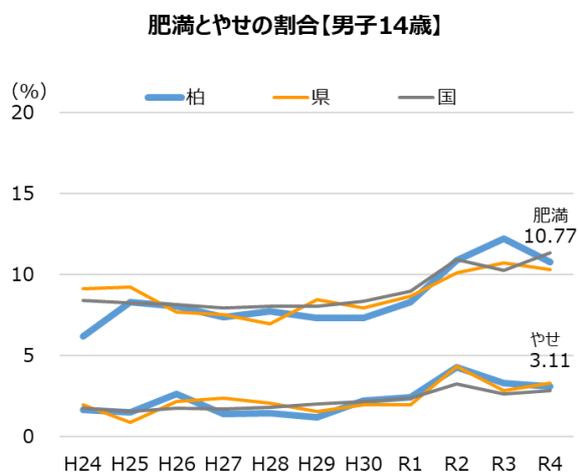
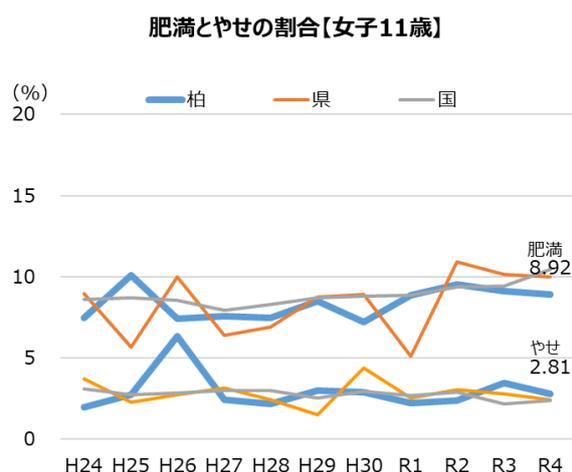
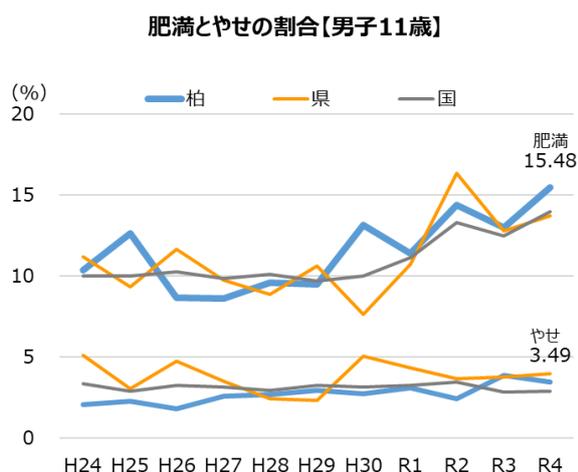
- ・給食に使われている食材の認知度は、千葉県産に比べて柏市産が低い結果となった。
- ・「地産地消」の良さを理解している児童生徒の割合は、小学校6年生で70%以上となった。また、「和食」の良さを理解している児童生徒の割合は、小学校6年生で80%以上となった。
- ・「郷土料理」が給食に出ていることを知っている児童生徒の割合は、小学校6年生で約60%となった。



- ・小学2年生の70%以上は市内でたくさんの食材がとれることを認識しているため、給食での使用についても積極的にアピールし、認知度を上げていく必要がある。
- ・郷土料理は、旬の食材と伝統の味を楽しみながら、地域の自然や文化、歴史を学ぶことができる「生きた教材」となるため、積極的に献立に取り入れていく必要がある。

(3) 肥満と痩身（やせ）の状態

- ・肥満傾向児（肥満度20%以上）の割合は男子の方が高く、近年は増加傾向にあるとともに、11歳は15%を超えた。
- ・痩身（やせ）傾向児（肥満度マイナス20%以上）の割合は横ばいで推移しており、男女ともに大きな変化は見られない。



・適正な体重を保つことは生活習慣病の予防にとって重要であるため、自身の体格を知り、適正体重を維持できるように指導していく必要がある。

3 学校における食育推進の考え方

(1) 基本理念

食育基本法にあるように、食べることは生きていくために欠かせないものであり、生涯にわたって心身ともに健康で心豊かな生活を送るためには、健全な食生活を実践していくことが重要である。特に、子どもたちに対する食育は、将来の食習慣や人間形成に大きく影響することを踏まえ、「食の大切さを学び、生きる力と豊かな人間性を育む」ことを学校における食育推進の基本理念とする。

食の大切さを学び、生きる力と豊かな人間性を育む

また、学校給食は「生きた教材」と言われるように、各教科等の食に関する指導（授業）や行事等に関連付けた献立を提供することで、学習内容等に対する興味や関心、理解がより深まるなど、教育的効果を高めることができるため、「^{プラス}給食」を合言葉に食育を推進していく。

(2) 基本目標

本方針の基本理念を実現するために、次の3つの基本目標を掲げ、文部科学省から示された6つの「食育の視点」に沿って具体的な取組を推進する。

基本目標 1

食べる力を育む

健康な心身を育むためには、規則正しい生活と望ましい食習慣が不可欠であるため、適正体重の理解、成長期に必要な栄養や正しい食事のとり方など、健全な食生活の実践に向けた取組を推進する。

基本目標 2

豊かな心を育む

望ましい食習慣の形成とともに、五感で感じる学びを通して他人を思いやる心、感動する心等の豊かな人間性を育むため、共食の楽しさや大切さ、食事の作法やマナー、食料の生産から消費までの「食」の循環についての理解を深める取組を推進する。

基本目標 3

郷土愛を育む

日本の食文化を守り伝えていくため、郷土料理や行事食の提供に努める。また、地場産物の良さを知り、味わうことを通して、地域への興味・関心を高め、愛着と誇りを育てる取組を推進する。

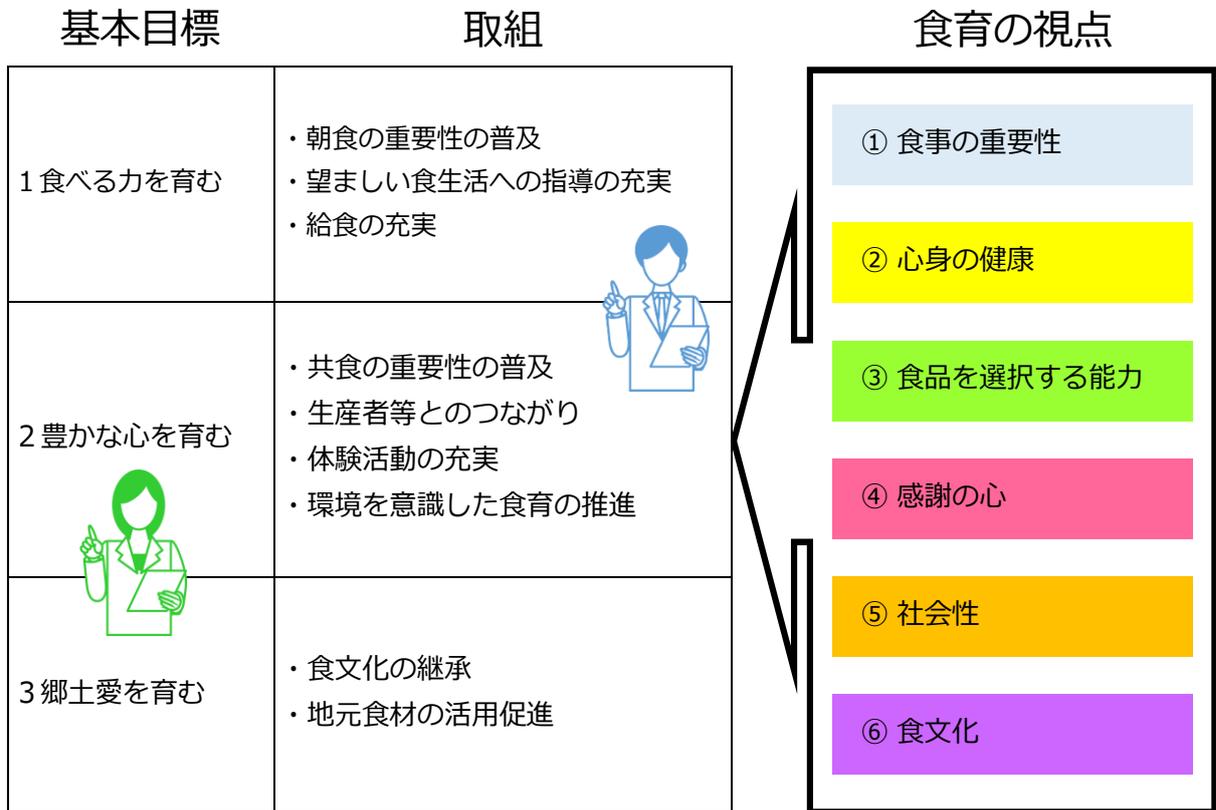
(3) 取組

食の大切さを学び、生きる力と豊かな人間性を育む

基本目標	取組	内容
1 食べる力を育む	朝食の重要性の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・朝食を毎日食べることの重要性や朝食の具体例についての周知・啓発を行う。 ・給食だより等を通して、朝食摂取の重要性等を保護者へ啓発し、子どもの朝食喫食につながる行動を促す。
	望ましい食生活への指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・教科や学級活動、給食時間等を通して、栄養バランスを考えた食事のとり方や偏食の指導を行う。 ・給食試食会や給食だより等を通して、保護者に望ましい生活習慣や食習慣の定着のための啓発を行う。 ・生涯を通して食事を楽しむことができるように、よく噛んで食べることや口腔の健康の大切さを啓発する。
	給食の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養バランスの良い食事の見本となる給食を提供する。 ・献立を工夫して、苦手なものでも食べられるよう支援する。 ・教科等の学習内容に合わせた給食（生きた教材）を提供することで、学習効果を高める。 ・会食を楽しみ、よく噛んで食べることができるよう、十分な給食時間を確保する。
2 豊かな心を育む	共食の重要性の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・給食等の集団で食事をする機会を通して、共食の大切さについての理解を深める。 ・食事のマナー等の社会性を身に付けることが楽しい食事につながることを啓発する。
	生産者等とのつながり	<ul style="list-style-type: none"> ・生産に関わる人々の苦労や努力を知ることによって食べ物を大切に作る気持ち、感謝の心を育てる。 ・調理員が心を入れて調理する様子を見たり、聞いたりすることで作り手の思いを理解し、食への関心を高め、食べようとする意欲を育てる。
	体験活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・栽培や収穫等の体験を通して、苦労や喜びを知り、自然の恵みに感謝する気持ちを育てる。
	環境を意識した食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・教科等を通して、食と環境の関係、日常的な食生活が環境に及ぼす影響について啓発する。 ・食品ロスの身近な取組として、給食の食べ残しの低減について、自らできることを考え、実践できるように指導する。
3 郷土愛を育む	食文化の継承	<ul style="list-style-type: none"> ・各地の郷土料理や行事食の提供を通して、日本の伝統や食文化（和食）についての興味・関心を育てる。
	地場産物の活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・地場産物の使用に努めるとともに、献立表や給食だより等を通して、給食における地場産物の使用を家庭へ周知する。 ・教科や給食等を通して地域の身近な食材の良さを知り、味わうことで、地域への愛着や誇りを育てる。

食育の取組体系

食の大切さを学び，生きる力と豊かな人間性を育む



+ プラス

給食



① 食べる力を育む

② 豊かな心を育む

③ 郷土愛を育む

生きる力と豊かな人間性を育む

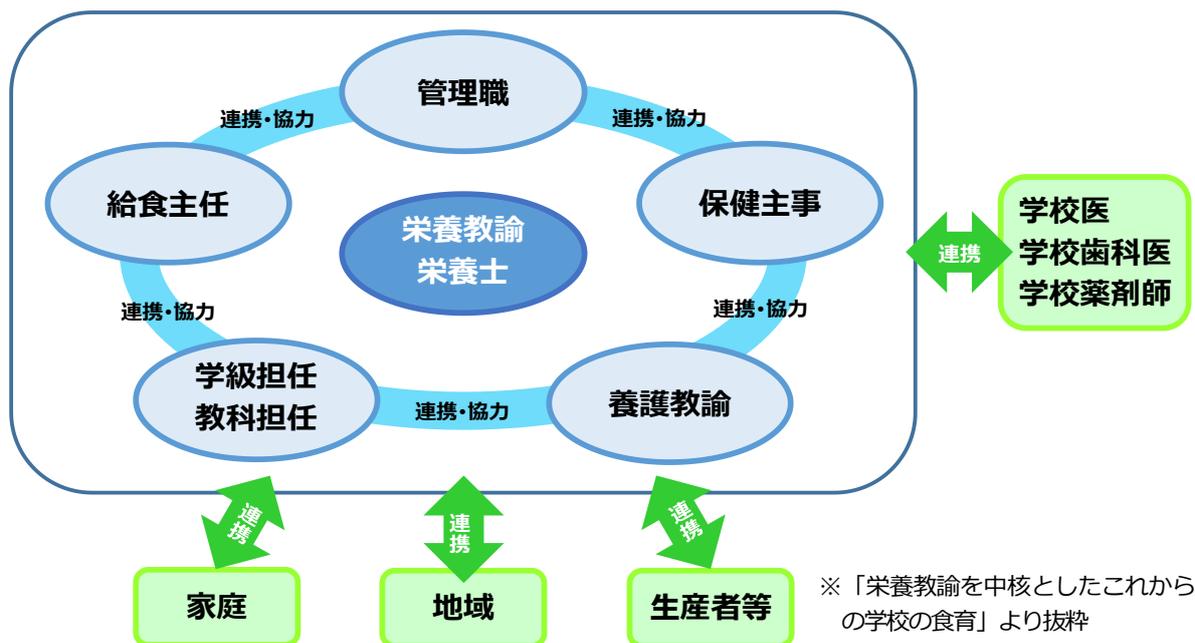
(4) 指標及び目標値

学校における食育を推進するに当たり、その成果や達成状況を客観的に把握・検証するため、主要な取組について目標を設定し、その達成を目指す。

指標項目	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度までの目標)
朝食を毎日食べている児童生徒の割合	85.0%	100%
朝食の大切さを知っている児童生徒の割合	96.1%	現状維持
栄養バランスは大切だと思う児童生徒の割合	97.4%	現状維持
ゆっくりよくかんで食べている児童生徒の割合	50.6%	55%
食べ物の品質や安全性を考えて選んでいる児童生徒の割合	52.8%	60%
食事のときに「いただきます」「ごちそうさま」の挨拶をする児童生徒の割合	82.0%	90%
食べ物を無駄にしないよう気を付けている児童生徒の割合	76.8%	80%
食に関する人に感謝している児童生徒の割合	54.7%	60%
食事のマナーを守っている児童生徒の割合	70.1%	80%
柏市で作られた食べ物が給食で使われていることを知っている児童生徒の割合	72.4%	90%
千葉県で作られた食べ物が給食で使われていることを知っている児童生徒の割合	85.3%	90%

(5) 推進体制

学校における食育は、校長のリーダーシップのもと、学級担任や各教科の担任、栄養教諭・栄養士、養護教諭など、学校の全教職員が連携・協力して組織的に取り組むことが重要である。特に、「食」に関する具体的な指導は、各教科等を通して行われるため、各教科等の指導計画や児童生徒の実態を踏まえつつ、栄養教諭・栄養士が中心となって関係教職員と連携・協力しながら「食」に関する指導の全体計画を作成し、全教職員の共通理解のもと食育の取組を推進する。



各主体の役割

主体	役割
学校管理職（校長等）	<ul style="list-style-type: none"> 「食」に関する指導の全体計画を作成し、学校の教育活動全体で取組が行われるよう関係教職員を指導する。 学校保健委員会等の既存の組織を活用したり、新たに校内に「食育推進委員会」を組織したりするなど、「食」に関する指導の推進体制を整備する。
保健主事	<ul style="list-style-type: none"> 「食」に関する指導の全体計画と連携した学校保健計画を栄養教諭や栄養士、養護教諭等と作成する。 学校保健委員会を開催し、「食」に関する指導と連携を図る。
給食主任	<ul style="list-style-type: none"> 給食委員会を通して食育を推進する。 給食指導の年間計画を作成する。 給食指導に関する情報を保護者へ発信する。 担任と栄養教諭や栄養士（給食センター）との調整を行う。

学級担任／教科担任等	<ul style="list-style-type: none"> ・「食」に関する全体計画に基づき、給食時や担当する教科等において、食に関する指導を行う。 ・肥満、やせ、偏食など、個別対応が必要な児童生徒に対しては、関係教職員等と連携して取り組む。
栄養教諭／栄養士	<ul style="list-style-type: none"> ・「食」に関する指導の全体計画の作成等に携わるとともに、「食」に関する指導のコーディネーターとしての役割を果たす。 ・給食時や関連する教科等において、学級担任や教科担任と連携し、「食」に関する指導を行う。 ・家庭、学級担任、養護教諭等と連携し、肥満、やせ、偏食の児童生徒に対して個別的な相談指導を行う。 ・食育の実践教材として給食を活用できるよう献立を工夫する。
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診断結果等から健康問題のある児童生徒を把握する。 ・家庭、学級担任、栄養教諭や栄養士等と連携し、肥満、やせ、偏食の児童生徒に対して個別的な相談指導を行う。また、必要に応じて学校医等医療機関との連携を図る。

柏市 学校における食育方針

令和6（2024）年3月策定

柏市教育委員会 学校給食課